

令和5年度  
第 1 回 西宮市社会福祉審議会  
身体障害者福祉専門分科会 会議録

- 開催日時 令和5年4月27日（木） 午後3時43分～
- 開催場所 西宮市議会1委員会室
- 出席者
  - ・ 委 員：・大江委員・清水委員・山中委員・かみたに委員
  - 【欠席】・梓川委員
  - ・ 事務局：・胡重部長・松本障害福祉課長・丸山障害福祉課係長
  - ・ 大内主査

〔午後 3 時 4 3 分 開会〕

○事務局 ただ今から、身体障害者福祉専門分科会を開催させていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、事務局よりごあいさつを申し上げます。

○事務局 皆様、こんにちは。健康福祉局福祉部部長でございます。よろしくお祈いします。委員の皆様におかれましては西宮市社会福祉審議会総会に引き続き身体障害者福祉専門分科会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、各委員におかれましては日頃より本市の福祉行政に格別のご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。お礼を申し上げます。

本専門分科会においては、主に身体障害者福祉に関する事項についてご審議いただく予定となっております。審議の中でいただいたご意見を、本市福祉行政に反映させていきたいと考えておりますことから、委員の皆様におかれましては忌憚のないご意見をいただければと考えております。はなはだ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしくお祈いいたします。

○事務局 ありがとうございます。本日は、改選後、初めての専門分科会でございます。あらためて、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。

〔委員紹介〕

なお、委員につきましては、本日都合により欠席のご連絡を頂戴しております。

本日の専門分科会でございますが、委員総数 5 名のうち 4 名のご出席をいただいております。集積が会議開催の要件であります半数に達しておりますので、西宮市社会福祉審議会規則第 3 条第 6 項の規定により、当専門分科会が成立していることをご報告申し上げます。

○事務局 次に、事務局職員を紹介させていただきます。

〔事務局職員紹介〕

それでは、次第に従いまして、本専門分科会の会長の選出に移らせていただきます。

会長選出にあたりましては、西宮市社会福祉審議会規則第 3 条第 1 項の規定により、委員の皆様の互選によって定めることとなっております。

この件につきまして何かご提案はございますか。

○委員 今日ご欠席ですが、●●委員にお願いしたいと思います。

○事務局 委員から、●●委員をご推薦いただきました。委員は本日欠席されていますが、事務局から、選出の場合には会長としてご就任いただける旨を確認させていただいております。委員を会長として選出することについて、委員の皆様いかがでしょうか。

「異議なし」の声あり

○事務局 ありがとうございます。それでは、当専門分科会の会長は●●委員に決定させていただきます。会長が決まりましたが、本日は会長が欠席されていますので、このまま、事務局が議事進行させていただきます。

それでは、会長職務代理者の指名に入りたいと思います。会長職務代理者の指名につきましては、西宮市社会福祉審議会規則第3条第3項の規定によりまして、会長が指名することとされております。本日、会長は欠席されていますが、会長選出の折には●●委員を会長職務代理者として、指名されるということで確認いたしております。会長により●●委員が職務代理者として指名されております。委員の皆様いかがでしょうか。

「異議なし」の声あり

○事務局 それでは、会長職務代理者には●●委員にご就任いただきます。

会長職務代理者が決まりましたので、これからの議事進行は、会長職務代理者をお願いしたいと思います。会長職務代理者には、会長席へお移りいただき、会議の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長職務代理者 会長職務代理者です。大きい会の後なので小さい会はほっとしますね。メンバーは変わらずと思いますが、身体障害者制度の話をみなさんと話し合えればと思います。次回からは会長へお願いできると思います。みなさん、これからもよろしく願いします。

○会長職務代理者 本会議は、原則公開となっております。傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

○事務局 本日は傍聴を希望される方はいらっしゃいません。

○会長職務代理者 それでは、審議事項「専門分科会の審議事項」と「審査部会への権限委任」ということで、事務局に説明をいただきます、よろしく願いします。

○事務局 まず、本専門分科会の役割につきまして、ご説明申し上げます。

身体障害者福祉専門分科会は、社会福祉法第11条に「身体障害者の福祉に関する事項を調査審議する」ために社会福祉審議会に設置すると規定されているものでございます。

また、社会福祉法施行令第3条に「身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため」本専門分科会に審査部会を設けるとあります。この審査部会につきましては会長職務代理者に審査部会長としてご就任いただき、西宮市医師会のご協力をいただき、12名の医師の皆様により構成されております。

兵庫県や他の中核市においては、専門分科会の役割として、障害福祉施策に関するご意見、身体障害のある人に対する医療制度の自立支援医療の指定医療機関の指定、身体障害者手帳の診断書を記載する指定医師の指定が審議事項とされております。

また、指定医療機関の指定、指定医師の指定につきましては、①医療関係の専門的な分野のことであることと、②審議回数を増やして指定できるようとの二つの理由から、2ヶ月毎に開催します審査部会の意見をもって、本専門分科会の意見とし、さらには社会福祉審議会の意見とすることとしております。

審議事項「専門分科会の審議事項」と「審査部会への権限委任」としまして、西宮市におきましては、先ほどの事務局挨拶にありましたとおり、主に障害福

指定医療機関の指定、指定医師の指定について、本専門分科会から審査部会に権限委任し、審査部会の決定をもって専門分科会の意見とし、さらには社会福祉審議会の意見とするという態勢を取らせていただいております。今後も同様の体制で審査いただきたいと考えております。以上です。

○会長職務代理者 事務局ご説明いただきましたが、何かご質問等はございますか。

指定医療機関の指定、指定医師の指定について、本専門分科会から審査部会に権限委任し、その審査部会の決定をもって本専門分科会の意見とし、さらには社会福祉審議会の意見とすると順番に降りていくという説明でした。何か、ご意見ありますか。

○会長職務代理者 この会は今年はじめてですか。

○事務局 年に1回程度です。審査部会は決議が専門的なので、医師会の医師に委任をしています。

○委員 この会は何をするのですか。

○委員 障害福祉全体について話し合う場ということでよろしいか。

○事務局 部会としては、身体障害者福祉専門分科会となっておりますが、話の内容としては、障害者全体のことを話していただくことになるかもしれません。

○会長職務代理者 全体的な意見を聞きたいければ、ここですね。そんないろいろなことを審議することは少ないけれど、他に問題視することがあれば、話し合うということですね。

○委員 その後、上部機関である、社会福祉審議会へ意見してもらおうのですか。

○事務局 社会福祉審議会に意見をもらうわけではなく、専門分科会で決定まで行ないます。

○会長職務代理者 決定事項として上にあげるということですね。

○会長職務代理者 他にご意見はありますか。

「意見なし」

○会長職務代理者 では、指定医療機関の指定、指定医師の指定については、審査部会の意見をもって本専門分科会の意見とし、社会福祉審議会の意見とすることを決定させていただきます。

○会長職務代理者 では、最後に、今年度の審議日程と本会に諮問したい課題などについて、事務局の説明を求めます。

○事務局 本専門分科会の予定としまして、今回を含め年1～2回を計画しております。例年10月もしくは11月ごろに開催させていただいておりますので、その時期を考えております。本専門分科会に諮問したい課題につきましても、その節に改めてご案内を差し上げます。

○会長職務代理者 諮問ということは、上の機関から何か課題が来るということですよね。事務局側が課題を検討し、専門分科会に伺いたいということですよ。協議してほしいことが出てきたら話し合うということですね。わかりました。

○会長職務代理者 それでは、これで本日の議題についての審議を終わります。

○事務局 本日は、ありがとうございました。これを持ちまして閉会とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

〔午後4時15分 閉会〕